

「地域共生・地域裨益型再エネ発電事業（重点対策加速化事業分）」

公募型プロポーザルに対する質問への回答【C社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	測量 CAD データ	事業者により現地測量を行いたい場合、どのタイミングで実施することができるのでしょうか。また、測量にあたって、参考となる過去の測量データなどがあれば共有いただくことは可能でしょうか。	過去に市で測量調査は実施しておらず、関連資料は持ち合わせておりません。また、事業者負担により測量調査を実施する場合は、実施時期等について市で調整いたしますので、適宜ご相談ください。 なお、境界標の有無について確認した資料がございますので、要望に応じて提供いたします。
2	地盤調査データ	貸付地についての地盤調査データ（SWS、ボーリング）があれば共有いただけないでしょうか。現状存在せず、事業者側で実施する必要がある場合、どのタイミングで実施することができるのでしょうか。	過去に市で地質調査は実施しておらず、関連資料は持ち合わせておりません。 また、事業者負担により地質調査を実施する場合は、実施時期等について市で調整いたしますので、適宜ご相談ください。
3	連系鉄塔	市で想定している連系鉄塔があれば、位置ないし鉄塔番号をご教示いただけないでしょうか。	市で想定している連携鉄塔はございません。事業者の検討によりご提案ください。
4	許認可	公募要項で指摘のある、樽前山ハザードマップおよび森林法の対象森林の場所の確認する場合、直接担当課にヒアリングする形でよいでしょうか。それとも、ゼロカーボン推進室を通して開示いただけるので	公募型プロポーザルにおける貸付物件は、樽前山ハザードマップに該当するエリアはございません。 また、森林法の適用範囲は「ほっかいどう森まっぷ（ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80538.html ）」でご確認いただけます。詳細につきましては、市緑地公

		しょうか。	園課緑化係までお問い合わせください。
5	電力提案単価	<p>公募要項1. 公募の概要(3)ウにおいて、「電力提案単価は、使用電力量に対する単価のみとし、基本料金、燃料費調整額、再エネ賦課金の設定は行わないものとする。」との記載がありますが、再エネ賦課金については、電力提案単価とは別に、需要家が支払いを行う、という理解で良いでしょうか。</p>	<p>電力提案単価の内訳として、PPA固定単価と提案時における託送料金を明記したうえで提案を行うものとなりますが、一般的には オフサイト PPA の場合、再エネ賦課金を需要家(市有施設)が小売電気事業者に支払うこととなります。</p>
6	参加意向表明	<p>参加意向表明に必要な提出書類として、太陽光発電事業の実績を証する書類の写しが含まれていますが、当該書類は、参加意向事業者が一部出資をしている企業名の連系契約書でも問題ないでしょうか。</p>	<p>出資者としての具体的な実績を明示いただき、個別具体的に判断することとなります。</p>
7	工事の実施	<p>募集要項2(6)において、「原則として公共建築工事仕様書および公共建築改修工事標準仕様書に準拠した施工とすること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。」との文言がありますが、工公共建築工事仕様書等</p>	<p>具体的な合意内容について市と協議することとします。</p>

		に準拠はするものの、契約に当たっての書類や完工図書に置ける書類の一部を発注者と工事業者で合意した内容に変更することは出来ませんか。	
8	土地賃貸借契約	苫小牧市と土地賃貸借契約締結後に、貸付を受けた土地に対して賃借権の登記を行うことは可能でしょうか。	土地の一部についての賃借権設定登記は認められていないことや、貸付できない部分があることから、賃借権の登記を行うには貸付部分を分筆する必要があると考えますが、分筆に必要な調査と費用等は事業者負担で実施していただく必要があります。
9	共同企業体構成員による出資	共同企業体で提案し採択されたあとに、SPC（合同会社等）を設立し、そこに共同企業体の構成員が出資をした上で、当該SPCを事業者とする形を取ることは可能でしょうか。	可能です。提案の中で具体的な計画について明示してください。
10	提案書	提案書のページ数や添付書類に制限はありますか。	いずれも制限はありませんが、ヒアリングの際は提案書をもとに15分間でご説明いただくことになります。
11	電力供給期間終了後の原状回復	電力供給期間終了後に、設備の解体、撤去、廃棄等を行います。貸付物件の原状回復とは、伐採した樹木等の植樹等は含まず、設置した設備を撤去し更地にした上での返還という理解で良いでしょうか。	事業区域の範囲によっては「苫小牧市自然環境保全条例」に基づき、緑化保全のための開発行為の届出が必要となり、その中で植樹等の原状回復について求める場合がありますので、詳細は市環境生活課自然保護担当までお問合せください。 一方、本条例に該当しない場合、原状回復は地中及び地上の設備の解体や撤去を想定しており、伐採した樹木の回復までは想定しておりません。

12	周辺関係者への説明会等	優先事業者決定後に、事業に対する合意形成のために、周辺の施設保有者や住民の方と協議する中で事業計画の変更が生じる可能性を少なくするために、提案内容検討の段階で直接連絡を取って説明することは可能でしょうか。	優先交渉権者の選定前において、提案者が周辺関係者への説明を行うことは、誤解や混乱を避けるため控えてください。 ただし、提案にあたって周辺関係者への説明を行う必要性が高い場合には、あらかじめ市にご相談いただき、協議することとします。
13	事業スケジュール（工事期間）	今後、電力会社への接続検討の結果、工事費負担金工事の工期が非常に長かった場合、貴市の想定事業スケジュールから大きくズレる可能性があります。許容可能でしょうか。	公募型プロポーザルにおいては、補助金を活用することから、募集要項 P5 に記載の通り、令和 9 年度内に設置工事及び補助事業に係る事務手続き等を完了させ、令和 10 年 4 月から再エネ電力の供給を開始することを必須とします。
14	電力供給期間	電力供給期間は、設備の法定耐用年数の 17 年間以上、とのことですが、上限はあるのでしょうか。また、期間の長さによって評価が変わることはあるのでしょうか。	電力供給期間の上限は定めておりませんが、評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。
15	電力供給期間	例えば、電力供給期間を 20 年間とし、20 年後に事業を継続するために、電力供給期間および土地賃貸借期間を再延長することは可能でしょうか。	電力供給期間について、募集要項 P5 に記載のとおり、市との協議により延長が可能となる場合もあります。 また、その期間に伴い土地賃貸借期間も延長することとなります。

16	貸付物件の分筆等	貸付物件の面積は、公募上の登記面積から貸付できない部分を除いたもの、とのことですが、貸付できない部分を分筆していただくことは可能でしょうか。	事業者の負担で、分筆測量及び登記図面を作成された場合は、市で分筆の嘱託登記をすることは可能ですが、市の負担で分筆する考えはございません。
17	貸付物件の借受	設備の設計の結果、貸付物件の全体を借りる必要がないと判明した場合、借りたい地番のみを借りるような土地賃貸借契約を締結することは可能でしょうか。	貸付物件の対象範囲全てを借受及び活用しなければならないものではありません。 募集要項 P4 に記載のとおり、事業者の費用負担により借受を希望する範囲の現地測量を行い、面積を決定します。なお、公募型プロポーザルにおける貸付物件は一筆となります。
18	設備等への担保設定	「本事業に係る権利義務及び設備について、原則、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。」とのことですが、金融機関から融資を受けるために、設備等に担保設定させていただくことはできないでしょうか。原則、とのことなので、設定可能な場合についてご教示願います。	原則認めませんが、事業実施においてやむを得ず担保に供する場合には協議することとします。
19	質問票	質問票へのご回答期間が 6/11 とのことですが、そのときにはすでに質問受付期間が終了しております。ご回答について改めて質問したい場合は、どのように対応すればよいでしょうか。	参加意向表明の可否判断にあたり、再度の質問の受付はできませんが、参加意向表明後の検討期間における質疑は随時受付いたします。

20	電力供給期間	電力供給期間は、設備の法定耐用年数 17 年以上は継続する、とありますが、実際想定される電力供給期間（土地の賃貸借期間）を予め確認させて頂きたいです。提案事業者から PPA 期間●年であれば、売電単価●円/kWh といった複数パターンの提案をご想定でしょうか。	電力供給期間の上限は定めておりません。また、事業期間及び電力提案単価について、1 提案者につき 1 案とさせていただきます。ただし、優先交渉権者の特定後においては、募集要項 P4 に記載のとおり、市との協議により電力供給期間を変更する可能性があります。
----	--------	--	--